

雇用者給与等支給額が増加した場合又は給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書

雇用者給与等支給額が増加した場合又は給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書		連 事 年	結 業 度	法人名			
雇用者給与等支給額の合計額 (各連結法人の別表六の二(二十)付表二「1」の合計)	1	円	法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 計 算	調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)	21	円	
基準雇用者給与等支給額の合計額 (各連結法人の別表六の二(二十)付表一「4」の合計)	2				連結親法人事業年度が平成30年4月1日前に開始した連結事業年度の 個別給与控除額の合計額 (各連結法人の別表六の二(二十)付表二「24」の合計)	22	
調整前雇用者給与等支給増加額 (1) - (2) (マイナスの場合は0)	3				雇用者給与等支給増加額 (3) - (2) (マイナスの場合は0)	23	
増加促進割合 $\frac{(3)}{(2)}$	4				調整前税額控除限度額 $(23) \times \frac{10}{100}$ (6) ≤ (7) の場合は0)	24	
比較雇用者給与等支給額の合計額 (各連結法人の別表六の二(二十)付表一「8」の合計)	5	円			税額控除加算基準額 ((1) - (5)) と (23) のうち少ない金額)	25	
平均給与等支給額 (別表六の二(二十)付表一「14」の①)	6				連中 結小 親外 法結 人親 場が 法合 税額控除加算額 $(25) \times \frac{2}{100}$	26	
比較平均給与等支給額 (別表六の二(二十)付表一「14」の②)	7				税額控除限度額 $\frac{(24) + (26)}{(1) < (5) \text{ の場合又は } (9) < 0.02 \text{ 若しくは } (7) = 0 \text{ の場合は } 0}$	27	
平均給与等支給増加額 (6) - (7) (マイナスの場合は0)	8				連結親法人の 税額控除加算額 $(25) \times \frac{12}{100}$ (9) < 0.02 又は (7) = 0 の場合は0)	28	
平均給与等支給増加割合 $\frac{(8)}{(7)}$	9				税額控除限度額 $(24) + (28)$ (1) < (5) の場合は0)	29	
継続雇用者給与等支給額の合計額 (各連結法人の別表六の二(二十)付表一「19」の①の合計)	10	円			当期税額基準額 $(21) \times \frac{10}{100}$ 又は $\frac{20}{100}$	30	
継続雇用者比較給与等支給額の合計額 (各連結法人の (別表六の二(二十)付表一「19」の②) 又は 「19」の③) の合計)	11				当期税額控除可能額 ((27) 又は (29)) と (30) のうち少ない金額)	31	
継続雇用者給与等支給増加額 (10) - (11) (マイナスの場合は0)	12				個別給与控除額の合計額 (各連結法人の別表六の二(二十)付表二「38」の合計)	32	
継続雇用者給与等支給増加割合 $\frac{(12)}{(11)}$ (11) = 0 の場合は0)	13				雇用者給与等支給増加額 (1) - (5) - (32) (マイナスの場合は0)	33	
国内設備投資額の合計額 (各連結法人の別表六の二(二十)付表一「20」の合計)	14	円			税額控除限度額 (20) ≥ 20% 又は (17) = (19) > 0 の場合 $(33) \times \frac{20}{100}$ (13) < 0.03 又は (14) < (16) の場合は0)	34	
当期償却費総額の合計額 (各連結法人の別表六の二(二十)付表一「23」の合計)	15				同上以外の場合 $(33) \times \frac{15}{100}$ (13) < 0.03 又は (14) < (16) の場合は0)	35	
当期償却費総額の合計額の90%相当額 $(15) \times \frac{90}{100}$	16				当期税額基準額 $(21) \times \frac{20}{100}$	36	
教育訓練費の額の合計額 (各連結法人の別表六の二(二十)付表一「24」の合計)	17				当期税額控除可能額 ((34) 又は (35)) と (36) のうち少ない金額)	37	
比較教育訓練費の額の合計額 (各連結法人の別表六の二(二十)付表一「29」の合計)	18				当期税額控除可能額 (31) 又は (37)	38	
教育訓練費増加額 (17) - (18) (マイナスの場合は0)	19				調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十五)「7」の②)	39	
教育訓練費増加割合 $\frac{(19)}{(18)}$ (18) = 0 の場合は0)	20				法人税額の特別控除額 (38) - (39)	40	

別表六の二（二十）の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の15の6第1項（給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除）又は平成30年改正前の措置法第68条の15の6第1項（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「税額控除限度額27」又は「税額控除限度額29」の各欄は、「増加促進割合4」の割合が0.05（その適用を受ける連結法人に係る連結親法人が中小連結親法人（平成30年旧措置法第68条の15の6第2項第7号に規定する中小連結親法人をいいます。以下同じ。）である場合には、0.03）未満である場合には、「0」と記載します。
- 3 「 $\frac{\text{当期税額基準額}}{(21) \times \frac{10 \text{又は} 20}{100}} \times 30$ 」は、その適用を受ける連結法人に係る連結親法人が中小連結親法人である場合には「10又は」を消し、その他の場合には「又は20」を消します。
- 4 「 $\frac{\text{当期税額控除可能額}}{((27) \text{又は} (29)) \text{と} (30) \text{のうち少ない金額}} \times 31$ 」は、その適用を受ける連結法人に係る連結親法人が中小連結親法人である場合には、「(27) 又は」を消し、その他の場合には「又は (29)」を消します。